

令和4年3月 定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和4年3月25日(木) 開会 15時00分 閉会 16時25分

2 場 所 福井市役所本館8階第3委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二  
教育長職務代理者 春木 伸一  
教育委員 木村 敦子  
教育委員 多田 和博  
教育委員 宮郷 美千代

<事務局職員>

教育部長 林 俊宏  
少年対策参事官 松倉 伸雄  
教育次長 坂下 哲也  
図書館統括館長 小倉 敏之  
教育総務課長 馬來田 善準  
学校教育課長 坪川 修一郎  
保健給食課長 木下 武明  
生涯学習課 山本 桂一郎  
青少年課長 松田 玲子  
スポーツ課長 中嶋 靖利  
文化財保護課長 天谷 賢一  
図書館長 中野 裕三  
みどり図書館長 井土 博之  
桜木図書館長 嶋津 康弘  
調整参事 吉田 武文  
教育総務課 副課長 名津井 章  
教育総務課 課長補佐 廣部 嘉寛  
教育総務課 主幹 藤井 由文

4 議 題

議 案

第31号議案 福井市立学校管理規則の一部改正について

第32号議案 福井市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

第33号議案 福井市スポーツ推進委員の委嘱について

協 議

「はたちのつどい」の開催時期について

## 報 告

- (1) 3月定例会市議会の報告について
- (2) 令和2年度福井市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について

### 5 議事の経過

- (1) 開会、教育長あいさつ
- (2) 会議録署名委員の指名 春木 伸一 委員 木村 敦子 委員
- (3) 議事の要旨

教育長

協議事項にある「はたちのつどい」の開催時期については、公表前につき、非公開を要する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により会議を非公開としたいが、御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長

それでは、第31号議案 福井市立学校管理規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局  
(学校教育課長)

この議案については、教職員の業務改善を推進するための出退勤システムを導入するにあたり、学校が備える表簿等の変更に伴い、所要の規定を整備するものである。

まず改正の内容について説明する。(1)表簿については、学校に備える表簿のうち、旅行命令簿、年次休暇簿、特別休暇・病気休暇・介護休暇簿を削除するものである。理由としては、今年1月の出退勤システムの導入により、各種休暇等を一括管理できるようになったことに伴い、これまで使用してきた表簿を管理する必要なくなったことから、表簿の部分を削除するものである。

続いて、(2)その他の改正については、8点ある。

まず、①防災について、現在学校では、防災訓練だけでなく不審者対応等の訓練も行われていることから、「避難」の文言の追加をするものである。

次に、②職員についての分校主任については、河合小学校中角分校が廃校になって以降、本市には分校は存在していない。また、今後も設置の方向性がないことから、分校主任に関する部分については削除するものとした。

続いて、③職員についての公務を分担する主任等の任命については、学校が教育委員会に申請し、教育委員会と協議を行った上で、報告書を提出するとしていたが、学校長へ任命権を委譲し、報告書の提出のみに変更するものである。

続いて、④日直について(閉庁日)については、働き方改革の取組として、夏季閉庁日の期日を柔軟に設定できるよう改めるものである。現行の条文は8月14日から16日と定めていたものを、教育長の定める(14日から16日を含む)とするものである。

⑤日直について（日直命令簿）については、日直職員名や日直業務については、学校日誌に記録されており、日直命令簿を廃止することから、条文から削除するものである。

⑥改姓については、本籍変更届や改姓届などの複数の届書を履歴事項追加変更届にまとめることから条文の改正をおこなうものである。

⑦兼職又は他の事業等の従事については、兼職および私企業の従事に関する申請書の名称に変更があったため、新しい申請書の名称に合わせ条文を改正するものである。

⑧教育課程については、学習指導要領として認められているものに加え、教育委員会の指示によるものもあるため条文の改正を行うものである。

施行期日は、令和4年4月1日とする。

教育長

ただいまの説明について、御意見、ご質問等あればお願いする。

多田委員

出出勤システムは、各学校にあるのか。

事務局  
(学校教育課長)

各学校においてICカードを各職員が持って、その出勤退勤の管理を行っている。

多田委員

福井市では、全部同じシステムが令和4年1月から導入されているのか。

事務局  
(学校教育課長)

そのとおりである。

教育長

これまでは、出勤簿に毎日押印していたが、システム導入してデータ管理することとした。併せて出張の要求なども、システム上で可能となっている。

多田委員

給与の支払いにも連動するのか。

事務局  
(学校教育課長)

給与の支払いは、県での支払いとなるので、このシステムでは反映できない。

多田委員

このシステムのデータを、県に渡さないといけないのか。

事務局  
(学校教育課長)

そのとおりでデータを県に提出している。

教育長

基本的にはそのデータを事務職員がチェックしながら提出している。オンラインですべてできるといいのだが、直接県のシステムに入ることができないので、手作業となっているのが現状である。

旅費計算なども、県は各職員が入力できるが、市町の教員はできない状態で、この出退勤システムに出張場所を入力はするが、県のシステムに反映されるものではない。

春木委員

2(2)⑧の教育課程について、教育委員会の指示とは具体的にどのようなものがあるのか。

事務局

(学校教育課長)

具体的には、幼稚園やこども園のお子さんが学校体験するようなわくわく交流デーなどは、市一斉に行っているの、そういうものも含めてこの条文に追加したものである。

教育長

夏季閉庁日の期日を柔軟にというところだが、今までだとお盆を挟んで前2日とあと2日だったが、土日挟んだ場合の設定はどうなるのか。基本的な考え方としてはお盆を含んで1週間という形にするのか。

事務局

(学校教育課長)

基本的な日数としては5日間を確保するというので、土日とあわせて3日というような形で設定できればと考えている。

教育長

丸々1週間ということ等もあるのか。必ず5日間ということになると、月から金の5日ってことは考えられるので、前の土日、後の土日も含むと最長9日間休みがある勘定になる。

事務局

(学校教育課長)

その年によっては祝日、土日のバランスがあるので、そこが年によって土日を挟んでしまう場合とか挟まない場合となるので、それに応じて柔軟に対応したい。

教育長

そのほかにいかがか。なければ、ただ今の第31号議案については、原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長

続いて、第32号議案 福井市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(図書館長)

この改正は、全庁的に申請書等における性別記載の見直しをすることによるものである。理由としては、性的少数者の人権に配慮し、業務遂行上把握の必要がない性別記載欄を削除するとともに、その様式の整備を行うものである。現行の人員構成欄の年代別男女の人数表記を、利用人数および内訳に変更するものである。

教育長

ただいまの件について、御意見、ご質問等あればお願いします。

特にご意見等なければ、ただ今の第32号議案については、原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長

続きまして第33号議案福井市スポーツ推進委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(スポーツ課長)

スポーツ基本法第32条の規定に基づき、福井市スポーツ推進委員を委嘱するものである。スポーツ推進委員の任期が令和4年3月31日で満了することに伴い各地区のスポーツ団体及び福井市スポーツ推進委員協議会からの推薦により新たに134名を委嘱するものである。委員の氏名等については、記載のとおりである。委員の委嘱期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までである

教育長

ただいまの件について、御意見、ご質問等あればお願いします。

教育長

各地区によって人数にばらつきがあるが、それは各地区が決めてくるものなのか。

事務局

(スポーツ課長)

これは、地区の人口の比率によって変動するものである。

教育長

特にご意見等なければ、ただ今の第33号議案については、原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長

続いて報告(1)3月定例会市議会の報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(教育部長)

3月定例会市議会について説明ならびに報告させていただく。  
3月定例会市議会の会期は、2月18日から3月23日までの34日間で開催された。教育委員会関係で、今回上程した議案は「第104号議案 令和3年度福井市一般会計補正予算」と「第1号議案 令和4年度福井市一般会計予算(当初予算)」、ならびに「第23号議案 福井市児童館条例の一部改正について」の3件であった。これら3件の議案については、1月及び2月定例会教育委員会において概要をご説明させていただいた。いずれも3月23日の議会最終日において原案どおり可決された。

— 以下、一般質問及び予算特別委員会の質疑の要旨を説明 —

- 教育長  
ただ今の説明について、何か御質問等はないか。
- 春木委員  
災害対策について、全小学校同一の部分もあると思うが、地域によっては、特に海岸地域などは津波に特化したようなことを別に実施するのか。
- 事務局  
(学校教育課長)  
国見地区を例に挙げると、通常の避難訓練に加えて、津波への対応ということで、高台避難の訓練などを実施しているケースもある。避難訓練そのものは、平均年2回程度であるが、その中に含める場合もあり、国見のようにプラスアルファで実施するところもある。
- 教育長  
避難訓練は、年2回実施するが、クラス単位で不審者対応などの訓練も加えてで行っている学校もある。
- 春木委員  
39ページの「外国語」と記載されているが、実際には英語なのか。
- 事務局  
(学校教育課長)  
学習指導要領上は、英語に限定するものではなく、ドイツやフランスでも構わないが、大多数は英語を実施しているという状況である。
- 多田委員  
36ページの今村議員の質問の学校規模適正化に関連して、殿下中学校の廃校に関して、4月からの入学生が清水中学校へ選択できることになったが、その後どのようになったのか教えてほしい。
- 事務局  
(学校教育課長)  
今年度卒業する4名のうち3名は清水中学校への進学ということで、前回審議いただいたシステムを使って清水中学校へ進学し、1名が殿下中学校への進学となった。
- 多田委員  
在校生は、そのままとなっているのか。
- 事務局  
(学校教育課長)  
そのとおりである。
- 教育長  
来年の殿下中学校の1年生は1人。全生徒数は6名となる。
- 多田委員  
美山の学校編成のことだが、その何校か廃校になって、1校になるときに、在校生はずっと卒業までいるのか、それとも新しい学校に全て移るのか。ルールはあるのか。
- 教育長  
特にルールがあるわけではないが、そのあたりも地元と話を進めないといけないことではある。普通だったら1校に集めるとなった時には、在校生は

全員1校に集まることとなる。

答弁では段階的にする場合はあるとしているが、例えば3つの小学校が1校になる場合は、全ての児童が1校に集まることになるが、1つの学校がまだ統合しない場合には、とりあえずできるところから統合するといったことも考えられるので、柔軟に対応していかなくてはいけない。

多田委員

この辺は、通われている子どもさんの保護者の意見を優先することになるのか。

事務局  
(教育部長)

この件については、地元からも具体的な方法とかを出してほしいと言われており、様々なパターンを新年度の早い段階で示しながら、地元の判断を求めていくことを検討している。

多田委員

図書館のリニューアルや給食センター整備などの大きな工事があるが、ここ1ヶ月ぐらい国際的な情勢も変わってエネルギー問題や製造、物流などが問題となっているが、予算どおりの金額で大丈夫なのか。

事務局  
(教育部長)

今の段階では大丈夫かと思っているが、そのようなことが生じた場合は、工期の延長や価格の見直し等の手続きが必要となってくる。

事務局  
(保健給食課長)

給食センターについては、昨年の10月で正式な契約を締結しているが、今回のPFIにおける契約は、数字だけの額の契約だけでなく、その金額に変動生じた場合には、その金額も変更することができることとしている。ただそれは一定の割合の中でのということになるので、社会情勢等鑑み決定していくこととなる。

現在、物価の方が非常に心配なところはあるが、今のところは事業者の方からも特にそういった情報は入ってきていない。

事務局  
(図書館長)

図書館のリニューアルについては、今年度実施設計を終え積算が終了している。今年6月頃の入札を経て、工事請負の契約をする予定である。その際に、契約に関して物価高騰などあった場合には、期間の変更や金額の増額等を行うこととなる。

事務局  
(教育総務課長)

一般的に建築工事の契約事項に関しては、一定程度の物価上昇等が生じた場合には、国からインフレスライド等の通知が来るようになっている。その通知が来た時点で、各請負業者はその範囲内で契約変更を申し出ることが可能となっているので、今回そのような影響を受けるのであれば、そのような通知が国から発せられるものと考えている。

教育長

52ページの津田議員のバリアフリーの話だが、バリアフリー法では令和7年度までに全ての施設でバリアフリー化を進めるように示している。これ

は体育館の問題だけでなく、普通の校舎の入口においても障害のある方がいなくてもバリアフリー化する必要があるのか。

事務局  
(教育部長)

国は令和7年度までに、避難所を兼ねるような体育館については、まずは多目的トイレ等のバリアフリー化をするように示している。我々もそれに向けて100%になるように、今後財政と協議して進めていきたいと思っている。ただし、エレベーターの設置については、大規模改修でしか対応できないので、その際に改めて設置することとなる。

教育長

続いて、報告(2)令和2年度福井市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について、事務局から説明をお願いします。

事務局  
(教育総務課長)

点検・評価報告書については、教育行政の組織および運営に関する法律により作成することが義務づけられている。

報告書は平成25年度から作成をしており、今回が、8年目となっている。この報告書の作成に際しては、教育に関する学識知見者から頂く外部の知見を活用するものとしている。

今回の点検・評価報告書は、令和2年度のものであり、今後この報告書に関しては、議会に提出するとともに本市のホームページにて公表するものである。

— 以下、点検・評価報告書の要旨を説明 —

教育長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問等はないか。

多田委員

67ページの市教育委員会の活動状況や事務の管理および執行状況という枠組みは、残念ながら従来そのままにとどまっているとあるが、枠組みを今後どうするのかという対策はあるのか。

事務局  
(教育総務課長)

この表現に対する知見者の具体的な意図までははっきり分からないが、枠組みまで変えることは考えていない。

コロナの影響で、本来計画にないものを昨年、一昨年とたくさん取り組んできている。それをどう評価するかという点では、元々計画にないものなので、その新しく取組んだ部分を評価する方法をという質問であれば、そこは枠組みとして見直す必要があるのかと思う。

多田委員

コロナによって出来なかったことが多かったと思うが、やらなくても大丈夫であったりすることが、改めて気づかされることがあった。その辺りの見分けが分かりにくいのだが、来年はどのようにするとかいった方向性もあったほうがいいのではないか。



事務局 (学校教育課長)	令和2年度は、実施できないものもあったが、令和3年度は夏休み中の緊急事態宣言が出ていまして、集合型が難しいということで、オンラインに切り替えるというようなノウハウが出てきた。教員に対する研修自体は不要だという判断ではなく、やはり教員の研修は非常に重要なものと考えており、次年度以降もこういう状況が続いたとしても、その度に中止するのではなく、オンライン等を活用して実施するということを想定している。
多田委員	そのように他の所属はオンラインで実施すると提起している所属と、そうでない所属もあって、力の入りようが違うように感じてしまう。
事務局 (教育総務課長)	今回の報告書では、各所属から報告が上がった内容を取りまとめる中で、記載内容を統一するまでは至っていない部分もある。今回報告した内容は令和2年度のもので、実際令和3年度においては、かなりの部分でリモートを活用するようになってきている。
春木委員	コロナの影響で実施しなかったから、不要な事業というものではないと思う。令和2年度は、コロナ禍が始まったばかりで、オンラインとかもはっきりしていなかったし、コロナの拡大を防ぐために中止したということであるので、中止したから不要な事業であるというわけではないと思う。
多田委員	次年度にやらなかったことに対してどうするかという課題が入っていないので、成果に対して課題を記載すべきではないか。
事務局 (教育総務課長)	次年度に向けて検討させていただく。
事務局 (教育部長)	確かに記述の中で、課題の記載があったり、なかったり、書き方が違うものもあるので、次年度以降対応していきたい。
教育長	(協議事項「はたちのつどい」の開催時期については、結果も含め非公開)
事務局 (学校教育課長)	— 入学式の告辞、資料を基に説明 —
事務局 (教育部長)	— 教育委員会事務局職員の異動について、資料を基に説明 —
事務局 (対象者)	— 異動者等挨拶 —
教育長	教育長：事務局から次回の日程についてお願いします。

事務局  
(教育総務課 課長  
補佐)

次回の定例教育委員会について、4月27日(水)15時から、場所は福井市役所本館8階第1委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。

教育長

以上をもって会議を終了する。

令和4年4月27日

署名委員 春木 伸一

署名委員 木村 敦子

会議録作成職員 藤井 由文